

2013年3月18日 全30頁

流動性カバレッジ比率 (バーゼル皿)

適格流動資産の範囲拡大、2015年からの段階的実施等の変更あり

金融調査部 研究員 鈴木利光

[要約]

- 2013 年 1 月 7 日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、バーゼルⅢの流動性規制、流動性カバレッジ比率(LCR)の改訂版(改訂テキスト)を公表している。
- LCR とは、「適格流動資産」を「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」で除することによって得た割合を指す。BCBS は、2010 年 12 月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たに LCR をバーゼル規制(国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン)に加えている。
- 改訂テキストは、2010 年 12 月公表の LCR テキスト (ドラフト) のアップデート版であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。
- ドラフトからの主な変更点は、①適格流動資産の範囲の拡大(信用格付 BBB-以上の非金融社債、株式指数構成銘柄である非金融法人の上場株式、信用格付 AA-以上の RMBS を新たに算入)、②一定の資金流出項目の掛け目の緩和(例えば、事業法人等からの無担保ホールセール調達の流出率を、従来の 75%から 40%に緩和)、③2015 年から 2019年の段階的実施の導入(従来は 2015 年から完全実施)、の 3 点である。
- 今回の改訂の目玉は、RMBSを適格流動資産に組み入れることの許容だろう。これを「証券化商品の帰還」と表現できるかもしれない。しかし、報道によると、米国にて発行されている RMBS の多くは、今回の改訂の恩恵を受けることができないという。
- というのは、改訂テキストは、適格流動資産に組み入れることができる RMBS を、完全 償還請求権付(フル・リコース)のものに限定しているが、米国の RMBS の多くはこの 要件を満たさないためである。こうしたフル・リコース要件は、欧州の多くの国における RMBS をも適格流動資産から除外することになるという。
- BCBS 加盟国が改訂テキストを自国の法規に落とし込む際に、こうしたフル・リコース 要件をそのまま受け入れるか否かについては、注視する必要があるだろう。

[目次]

| <u>1. </u> | <u> はじめに</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|--|----|
| <u>2.</u> | <u>流動性カバレッジ比率(LCR)の概要···········</u> | 2 |
| | <u>ドラフトからの主な変更点</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| <u>4.</u> | <u>適格流動資産</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| <u>5.</u> | 累積的なネット資金流出額············· | 1 |
| <u>6.</u> | _ 資金流出項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| <u>7. </u> | _ 資金流入項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 8. | ストレス下における適格流動資産の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 9. | <u>流動性カバレッジ比率(LCR)の適用・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</u> | 24 |
| 10. | <u> おわりに</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 | 27 |
| [Ar | | 28 |

1. はじめに

2013 年 1 月 7 日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、バーゼルⅢの流動性規制、流動性カバレッジ比率 (LCR: Liquidity Coverage Ratio) の改訂版 (以下、「改訂テキスト」) を公表している¹。

LCR とは、「適格流動資産」を「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」で除することによって得た割合を指す。BCBS は、2010 年 12 月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たに LCR をバーゼル規制(国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン)に加えている。

改訂テキストは、2010年12月公表のLCRテキスト(以下、「ドラフト」)のアップデート版であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。

本稿では、LCRの概要及び(改訂テキストにおける)主なドラフトからの変更点を踏まえたうえで、改訂テキストを簡潔に解説する²。

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)の概要

前述のとおり、LCR とは、「適格流動資産」を「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」で除することによって得た割合を指す。バーゼル $\mathbf m$ では、LCR を 100%以上と定めている(図表 1 参照)。

^{◆「}流動性カバレッジ比率(LCR)の緩和...?」(鈴木利光)[2013年1月29日] (http://www.dir.co.jp/library/column/20130129_006736.html)



¹ BCBSウェブサイト参照(http://www.bis.org/press/p130107.htm)

² 改訂テキストの概要については、以下の大和総研コラムも参照されたい。

図表1 LCR 基準の概要(1)

LCR= 適格流動資産 30日間のストレス期間に必要となる流動性 ≥ 100%

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)

これを言い換えると、「銀行は30日間のストレス期間を切り抜けるのに十分な流動資産を保有していなければならない」ということになる。ノーザン・ロックやリーマン・ブラザーズの破綻が発端となった新たな規制枠組みである。

分母の「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」は、「資金流出項目 (×掛け目) - 資金流入項目 (×掛け目)」と言い換えられる(図表2参照)。

図表 2 LCR 基準の概要 (2)

LCR = 「1. 適格流動資産」

「3. 資金流出項目×掛目」 - 「2. 資金流入項目×掛目」

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル委市中協議文書 流動性規制の導入」(2010年1月)

LCRの主な項目とその掛け目は、図表3のとおりである(より詳細なものについては、本稿末尾の【Annex】を参照されたい)。



図表3 LCRの主な項目とその掛け目

| 1. 適格流動資産 | | | |
|-----------------------------------|------|--|--|
| 項目 | 掛け目 | | |
| レベル1資産 | | | |
| 現金、中銀預金(危機時に引出し可)、リスクウェイトが0%の国債等 | 100% | | |
| リスクウェイトが0%でない母国政府・中銀の母国通貨建て債務等 | 100% | | |
| レベル2資産(適格流動資産全体の40%を上限) | | | |
| レベル2A資産 | | | |
| リスクウェイトが20%の政府・中銀・公共セクターの証券・保証債 | 85% | | |
| 高品質(AA-以上)の非金融社債、カバードポンド、事業会社CP | 00% | | |
| レベル2B資産(適格流動資産全体の15%を上限) | | | |
| RMBS(AA格以上) | 75% | | |
| 非金融社債(A+~BBB-)・上場株式(主要インデックス構成銘柄) | 50% | | |

| 2. 主な資金流入項目(資金流出総額の75%を上限) | |
|-------------------------------|------|
| 項目 | 掛け目 |
| 以下を担保としたリバース・レポと証券借入 | |
| レベル1資産 | 0% |
| レベル2A資産 | 15% |
| レベル2B資産(適格RMBS) | 25% |
| レベル2B資産(その他) | 50% |
| その他全資産 | 100% |
| カウンターパーティー毎のその他資金流入 | · |
| リテール向け健全債権 | 50% |
| 事業法人(リテールを除く)、政府・公共セクター向け健全債権 | 50% |
| 金融機関・中銀向け健全債権 | 100% |
| 金融機関から付与されている与信・流動性ファシリティ | 0% |
| デリバティブのネット受取 | 100% |

| 3. 主な資金流出項目 | |
|--|------|
| 項目 | 掛け目 |
| テール預金(中小企業預金を含む) | |
| 安定預金(注1) | 5% |
| 準安定預金 ^(注2) | 10% |
| | |
| 無担保調達 | |
| オペレーショナル預金 (注3) (付保対象) | 5% |
| オペレーショナル預金(付保対象外) | 25% |
| (上記以外の)事業法人、政府・中銀・公共セクターからの調達(預金全額付保) | 20% |
| (")事業法人、政府・中銀・公共セクターからの調達(預金全額付保でない場合) | 40% |
| (〃)金融機関からの調達 | 100% |
| 有担保調達 | |
| レベル1資産を担保とした調達 | 0% |
| レベル2A資産を担保とした調達 | 15% |
| レベル2B資産(適格RMBS) | 25% |
| レベル2B資産(その他) | 50% |
| 中銀からの調達(政府・公共セクターからの調達:25%<レベル1、2A担保除く>) | 0% |
| 上記以外の有担保調達 | 100% |
| ・信・流動性ファシリティ ^(注4) | |
| 与信ファシリティ(未使用額) | |
| 事業法人(リテールを除く)、政府・中銀・公共セクター向け | 10% |
| 金融機関向け | 40% |
| 流動性ファシリティ(未使用額) | • |
| 事業法人(リテールを除く)、政府・中銀・公共セクター向け | 30% |
| 金融機関向け(LCR適用対象先のみ40%、それ以外は100%) | 40% |
| 「リパティブのネット支払 | 100% |

(注1)リテール安定預金とは、付保対象かつ顧客との関係が強固(給与振込先口座である等)な預金。当該預金が、一定の条件(預金保険制度について事前積立方式を採用していること、預金保険発動後、遠やか に預金者が付保預金を引出可能であること(7営業日以内が日安)、LCRで想定するストレス状況下の付保預金の流出率が3%を下回る実績があること等)を満たすと3%の流出率を適用可。

(注2)リテール準安定預金とは、安定預金と残存期間30日超の定期預金を除く預金。各国裁量で10%より高い流出率を設定可。

(注3)オペレーショナル預金とは、クリアリング、カストディ、キャッシュマネジメントを目的とする預金(協同組織金融機関の系統預金の最低預入額を含む)。当該預金が預金保険によって全額保護されている場合は、リテール安定預金と同じ取扱いを適用可。なお、預け側の資金流入は0%。

(注4)表中に該当しない与信・流動性ファシリティについては、リテール向けの流出率が5%、その他の法人(SPE、導管体等)向けの流出率が100%。

(出所)金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼルエテキスト公表」(2013年1月)

3. ドラフトからの主な変更点

(1) 適格流動資産の範囲拡大

改訂テキストは、高めのヘアカット(すなわち低めの掛け目)を課した上で、以下の資産を 新たに適格流動資産に追加している(各国裁量)。

- ▶ 信用格付 A+~BBB-の非金融社債 (掛け目:50%)
- ▶ 株式指数構成銘柄である非金融法人の上場株式 (掛け目:50%)
- ▶ 信用格付 AA 以上の RMBS (掛け目: 75%)

上記の資産は「レベル 2B 資産」と分類されている(ドラフトにおけるレベル 2 資産が「レベル 2A 資産」)。

レベル 2B 資産は流動性が相対的に低いことから、適格流動資産全体の 15%という算入上限が 設けられている (レベル 2 資産の算入上限(適格流動資産全体の 40%)には変更なし)。

なお、レベル 2B 資産の適格要件については、後述 (p.9) を参照されたい。



(2) 一定の資金流出項目の掛け目の緩和

改訂テキストは、主に以下のような資金流出項目の掛け目をドラフトから緩和している。

- ▶ 預金保険制度や実積率に関する追加要件を満たす「安定的なリテール預金」:3% (←5%)
- 事業法人等(非金融法人、政府・中銀、多国間開発銀行(MDB)、公共セクター)からの無担保ホールセール調達:40% (←75%)
- Arr コミットメントライン(与信ファシリティ及び流動性ファシリティ)のうち、事業法人等向けの流動性ファシリティ: 30% (←100%)
- ▶ 銀行向けのコミットメントライン:40% (←100%)
- 中銀からの有担保調達:担保の種類に拘わらず0% (←担保の種類に応じて0% or 15% or 25%)

(3) 2015 年から 2019 年の段階的実施

改訂テキストでも、LCRの適用開始時期は、従来通り2015年1月とされている。

もっとも、ドラフトが 2015 年 1 月の完全実施(最低水準 100%) としていたのに対し、改訂 テキストは、2015 年から 2019 年にかけての段階的実施を定めている。

具体的には、2015 年 1 月の最低水準を 60%とし、その後毎年 10%ずつ引き上げ、2019 年 1 月の最低水準を 100%としている (図表 4 参照)。

図表 4 LCR の実施スケジュール

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 |
| LCR 最低水準 | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出所)金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼル皿テキスト公表」(2013年1月)



4. 適格流動資産

(1) 特徴

適格流動資産とは、「①ストレス時においても大きく減価することなしに換金できる資産(『高品質な流動資産』)であって②換金に係る障害がない(『運用上の要件』を満たす)もの」 3 をいう(図表 5 参照)。LCRの算式における分子に該当する(図表 $1 \cdot 2$ 参照)。

図表 5 適格流動資産の特徴



(出所)金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼルエテキスト公表」(2013年1月)

この2つの要件は、ドラフトから変更されていない。

もっとも、改訂テキストでは、ドラフトに対して、「危機時における実際の経験をより適切に反映する観点から高品質な流動資産の範囲を拡大したほか、解釈相違(トレーディング部門で取扱ったものは全て不適格)をなくす観点から運用上の要件の明確化などを行」⁴うという変更を加えている。

(2) 運用上の要件

前述のとおり、運用上の要件とは、資産の換金に係る障害がないことを求めるものである。 適格流動資産に係る主な運用上の要件は、次のとおりである。

- ▶ 換金にあたっていかなる制約も受けないこと (注1) (注2)
- ▶ 流動性リスク管理の所管部署(トレジャリー部門等)のコントロール下にあること(注3)
- (注 1) ただし、中銀又は公共セクターに担保として差し入れられている資産のうち、担保として未使用の資産は、制約がないものとして扱うことができる。
- (注2) 銀行に換金する事務能力 (operational capability) がない場合は、適格流動資産に含めることができない。
- (注3) 当該コントロールは、①使途を資金繰り目的に特化した資産を当該部署が分別管理すること、若しくは②当該部署がその資金を業務やリスク管理方針と相反することなく資金繰り目的でいつでも換金可能であると証明すること、のいずれかの方法によって立証されなければならない。

⁴ 脚注3に同じ。



³ 金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼルⅢテキスト公表」(2013 年 1 月) より引用

なお、転貸権のある資産を受け取っても、本来の所有者が30日以内に当該資産を引き出す契約上の権利を有する場合は、当該資産を適格流動資産に含めることはできない。

銀行は、売却又はレポ取引を通じて、これらの資産を定期的に市場で換金し、市場へのアクセス等をテストしなければならない。

(3) カテゴリーと算入上限

適格流動資産は、その流動性の高さに応じて、「レベル 1 資産」と「レベル 2 資産」の 2 つのカテゴリーに分類される。

さらに、レベル 2 資産は、その流動性の高さに応じて、「レベル 2A 資産」と「レベル 2B 資産」の 2 つのカテゴリーに分類される。

レベル1資産には、算入上限はない。

これに対して、レベル 2 資産には、適格流動資産全体の 40% (掛け目適用後) という算入上限が設けられている。さらに、レベル 2B 資産にも、適格流動資産全体の 15% (掛け目適用後) という算入上限が設けられている (図表 6 参照)。

図表 6 適格流動資産のカテゴリーと算入上限

レベル1資産(≥60%)

レベル2A 資産 (2B資産と合計 で≤40%)

レベル 2B 資産 (≦15%)

(出所)金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼルエテキスト公表」(2013年1月)

(4) レベル1資産

レベル1資産は、流動性が高いことから、算入上限がなく、ヘアカットの適用も不要である5。

ただし、各国当局は、満期、信用リスク及び流動性リスク、そして典型的なレポのヘアカット率等に基づき、レベル 1 資産にヘアカットを適用することも可能である。

レベル1資産は、次の資産に限定される。

⁵ LCR の算出にあたっては、レベル1資産の価値は市場価格を上限とする。



(a) 現金

- (b) 中銀預金 (ストレス時に引出可能な範囲に限る)
- (c) 政府・中銀・公共セクター、国際決済銀行(BIS)、国際通貨基金(IMF)、欧州中央銀行(ECB)、欧州委員会(EC)又は多国間開発銀行(MDB)が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全て満たすもの
 - バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが0%であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している ("have a proven record") こと
 - 債務者が金融機関(若しくはその関連会社)ではないこと
- (d) 銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが 0%でない 国の政府・中銀が発行する自国通貨建て債券
- (e)銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが0%でない国の政府・中銀が発行する外貨建て債券(注)
- (注)銀行が流動性リスクをとっている国における銀行の運用から生ずる当該外貨のネット資金流出の額(銀行のストレス下)を上限とする。

(5) レベル 2A 資産

レベル 2A 資産には、各々の市場価格に対して、15%のヘアカット(85%の掛け目)が適用される。

レベル 2A 資産は、次の資産に限定される。

- (a) 政府・中銀・公共セクター又は MDB が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全 て満たすもの
 - バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが20%であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している("have a proven record")こと(具体的には、深刻な 流動性ストレス下において、30 日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加幅の最大値 が 10%を超過しないこと)
 - 債務者が金融機関(若しくはその関連会社)ではないこと



- **(b)** 社債 (コマーシャル・ペーパーを含む) 及びカバード・ボンドで、次の要件を全て満たすもの
 - 金融機関(若しくはその関連会社)が発行したものでないこと (※社債の場合)
 - 銀行自身(若しくはその関連会社)が発行したものでないこと (※カバード・ボンド の場合)
 - 適格格付機関 (ECAI) から AA-以上の長期格付を付与されているか、 (ECAI からの格付はないが、) 内部格付のデフォルト率 (PD) が AA-以上に相当すること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している("have a proven record")こと(具体的には、深刻な 流動性ストレス下において、30 日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加幅の最大値 が 10%を超過しないこと)

(6) レベル 2B 資産

各国当局は、その裁量により、レベル 2B 資産を適格流動資産に算入することができる。

レベル 2B 資産には、各々の市場価格に対して、25%又は 50%のヘアカット (75%又は 50% の掛け目) が適用される。

レベル 2B 資産は、次の資産に限定される。

- (a) RMBS (住宅ローン担保証券) のうち、次の要件を全て満たすもの (掛け目:75%)
 - 発行及び裏付資産の組成が銀行自身(若しくはその関連会社)によるものでないこと
 - 適格格付機関(ECAI)から AA 以上の長期格付を付与されているか、(長期格付はないが、) AA 以上の長期格付に相当する短期格付を付与されていること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している("have a proven record")こと(具体的には、深刻な 流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が20%を超過せず、又は30日間の ヘアカットの増加幅の最大値が20%を超過しないこと)
 - 裏付資産が住宅ローンに限定されており、ストラクチャード商品を包含しないこと
 - 裏付資産となる住宅ローンが、完全償還請求権付(フル・リコース)であり、発行時に



おける平均の担保掛目 (LTV) を80%以下としていること

- 証券化にあたっては、リスク・リテンション規制(発行者に対して証券化する資産に係るリスクの一部を保有することを要求する規制)が課されていること
- **(b)** 社債 (コマーシャル・ペーパーを含む) のうち、次の要件を全て満たすもの (掛け目: 50%)
 - 金融機関(若しくはその関連会社)が発行したものでないこと
 - 適格格付機関 (ECAI) から A+~BBB-の長期格付を付与されているか、 (ECAI からの格付はないが、) 内部格付の PD が A+~BBB-に相当すること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している("have a proven record")こと(具体的には、深刻な 流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が20%を超過せず、又は30日間の ヘアカットの増加幅の最大値が20%を超過しないこと)
- (c) 普通株式のうち、次の要件を全て満たすもの (掛け目:50%)
 - 金融機関(若しくはその関連会社)が発行したものでないこと
 - 取引所で取引されており、中央清算機関により清算・決済されること
 - 銀行の母国又は銀行が流動性リスクをとっている国の主要指数 (インデックス) の構成 銘柄であること
 - 銀行の母国又は銀行が流動性リスクをとっている国の通貨建てであること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は 売買市場で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて)市場から流動性を 調達できる実績を有している("have a proven record")こと(具体的には、深刻な 流動性ストレス下において、30 日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加幅の最大値 が40%を超過しないこと)



5. 累積的なネット資金流出額

「累積的なネット資金流出額」という用語は、30 日間の特定のストレス・シナリオにおいて、「累積的な期待資金流出額」から「累積的な期待資金流入額」を差し引いたものと定義される(下記算式)。これを簡潔に言い換えると、「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」となる(p.3 参照)。LCR の算式における分母に該当する(図表 1・2 参照)。

30日間の「累積的なネット資金流出額」=

「累積的な期待資金流出額」 -

「累積的な期待資金流入額」(「累積的な期待資金流出額」の75%を上限)

「累積的な期待資金流出額」は、様々なカテゴリーの負債やオフバランスシート・コミットメントの残高に、期待流出率や期待引出率を掛け合わせることによって算出される。以下、この用語を、「資金流出項目」と簡潔に言い換えるものとする(p.3、図表2参照)。

「累積的な期待資金流入額」は、様々なカテゴリーの売掛金債権の残高に、期待受取率を掛け合わせることによって算出される(ただし、資金流出項目の 75%を上限とする)。以下、この用語を、「資金流入項目」と簡潔に言い換えるものとする(p.3、図表 2 参照)。

6. 資金流出項目

- (1) リテール預金(自然人からの預金)の流出
- ① 安定預金 (流出率:原則5%以上)

安定預金とは、実効的な預金保険制度⁶又は政府保証によって付保されていることに加えて、 預金者と銀行との間に給振口座等の確立された取引関係がある場合(すなわち、預金者が預金 を(全額)引き出す可能性が著しく低い場合)の預金をいう。

なお、各国当局は、その裁量により、預金保険制度について次のような追加要件を満たす場合は、過去の危機時の付保預金の流出率が3%を下回った実績を示すことにより、安定預金に対して3%の流出率を適用することができる。

- ▶ 保険料が事前積立方式であること
- ▶ 預金の大規模な引出しが発生した際に、政府からの保証等による機動的な調達が可能であること
- ▶ 預金保険発動後、速やかに(7営業日が目安)預金者が付保預金を引出し可能であること

⁶ 実効的な預金保険制度とは、(i)迅速な保証金の支払いがあり、(ii)保護範囲が明確に定義され、(iii)公的に 認知されている制度をいう。



② 準安定預金 (流出率:10%以上)

各国当局は、その裁量により、例えば次のような預金を準安定預金として分類することができる。

- ▶ 実効的な預金保険制度や公的保証でカバーされていない預金
- ▶ 高額預金
- ▶ 富裕層による預金
- ▶ 迅速な引出しが可能な預金(例:インターネット預金)
- ▶ 外貨預金

なお、リテール定期預金のうち、残存期間又は引出しに係る通知期限が30日を超えるものや、 期限前償還に(金利の喪失を大きく上回る)重大なペナルティが課されるものは、資金流出項 目から除外される。もっとも、各国当局は、その裁量により、このようなリテール定期預金を 資金流出項目に含めることも許容される(その場合、流出率は0%超としなければならない)。

(2) 無担保ホールセール調達の流出

「無担保ホールセール調達」は、30日間にコーラブル(期限前償還が可能)な調達、同期間中に満期を迎える調達、及び満期の定めのない調達の全てを包含する。

これには、30 日間に投資家の裁量で行使可能なオプション付の調達が含まれる。銀行の裁量で行使可能なオプション付の調達については、監督当局は、銀行によるオプションの行使を促す風評ファクターを考慮すべきこととされている。資金提供者によってコーラブルな調達のうち、30 日を超える通知期限のあるものは、「無担保ホールセール調達」に含まれない。

なお、デリバティブ契約に関連する債務は、「無担保ホールセール調達」に一切含まれない 点に留意されたい。

「無担保ホールセール調達」のカテゴリーとその流出率は、次のとおりである。

① 中小企業顧客からの無担保ホールセール調達 (流出率:5%、10%及びそれ以上)

中小企業顧客からの無担保ホールセール調達は、リテール預金のケースと同様に、各国当局の定義に従って、「安定的」と「準安定的」に区分される。リテール預金同様、「安定的」な区分の流出率は5%以上、「準安定的」な区分の流出率は10%以上である。

このカテゴリーは、非金融中小企業顧客からの預金及びその他の資金提供によって構成される。ここでいう「中小企業顧客」は、その資金提供の総額(連結ベース)が 100 万ユーロ未満



でなければならない7。

中小企業顧客からの定期預金は、リテール定期預金と同様に取り扱われる(p.11参照)。

② クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 (流出率: 25%)

ここでいうクリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントは、次の要件を満たすものである。

- ▶ これらの業務を遂行するにあたって、顧客が銀行に依存していること(注)
- ▶ これらの業務が、法的拘束力を有する契約に基づき、法人顧客に対して提供されていること
- ➤ これらの契約を解約するにあたっては、30 日以上の通知期限があるか、もしくは仮にオペレーション預金が30 日以内に移動された場合に顧客に重大なスイッチング・コストが発生すること
- (注) 例えば、顧客に適切なバックアップ措置があることを銀行が認識している場合、この要件は満たされない。

余剰残高(引出し後もなおこれらのクリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントの遂行に十分な資金を残す分)は、ここでいうオペレーショナル預金に含まれない⁸。

預金者が銀行である場合、オペレーショナル預金は当該銀行にとっての資金流入項目に含まれない。というのは、オペレーショナル預金はあくまでもオペレーション向けであり、その他の資金流出の穴埋めに用いることができないためである(p. 23 参照)。

上記のようなオペレーションの区分にかかわらず、コルレス銀行業務(外国為替代行業務) やプライム・ブローカレッジ業務から派生した預金は、オペレーショナル預金に含まれない(流 出率:100%)。

③ 協同組織金融機関の系統預金 (流出率:25%又は100%)

協同組織金融機関の系統預金のうち、法律上の最低預金預入規制の遵守や相互補助の目的等に基づき系統中央機関に預け入れられたものについては、25%の流出率を適用することができる。

オペレーショナル預金と同様に、これらの系統預金は資金流入項目に含まれない。というのは、これらの資金は系統中央機関に留まることが想定されているためである(p.23 参照)。

協同組織金融機関の系統預金のうち、コルレス銀行業務(外国為替代行業務)については、

⁸銀行は、オペレーショナル預金に含まれない余剰残高の特定メソッドを開発しなければならない。



⁷ この定義は、中小企業向け融資をリテール向けエクスポージャーに区分するための要件 (バーゼル II 231) と整合的である。

100%の流出率が適用される。

また、前記②のクリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生して系統中 央機関に預け入れられた系統預金についても、100%の流出率が適用される。

④ 事業法人等(非金融法人、政府・中銀、MDB、公共セクター)からの無担保ホールセール調達 (流出率:20%又は40%)

このカテゴリーには、中小企業顧客からの預金(前記①)及びオペレーショナル預金(前記②)は含まれない。

このカテゴリーに対しては、原則として40%の流出率が適用される。

もっとも、このカテゴリーの資金調達に基づく預金の全額が、実効的な預金保険制度又は政 府保証によって付保されている場合は、20%の流出率を適用することができる。

⑤ その他の法人からの無担保ホールセール調達 (流出率:100%)

このカテゴリーは、金融機関(銀行、証券会社、保険会社等)、受託者⁹、受益者¹⁰、導管体(コンデュイット)、特別目的事業体(SPV)、銀行の関連会社及びその他の企業等からの預金及びその他の資金調達のうち、オペレーション目的で保有していないものにより構成される。流出率は100%である。

銀行が発行する証券はすべて、(リテール市場でのみ発行され、かつリテール口座にて保管 されている場合を除き、)このカテゴリーに区分される。

(3) 有担保調達の流出

有担保調達のカテゴリーとその流出率は、図表7のとおりである。

¹⁰ 遺言、保険契約、退職積立、年金、信託及びその他の契約に基づき利益を受領することができる法人をいう。



-

⁹年金ファンドをはじめとする集団投資ビークルのような資産管理会社をいう。

図表 7 有担保調達のカテゴリーとその流出率

| カテゴリー | 流出率 |
|-----------------------------|------|
| ■レベル1資産を担保とした調達 | 0% |
| ■中銀からの有担保調達 | U% |
| ■レベル2A資産を担保とした調達 | 15% |
| ■政府、公共セクター(注)又はMDBからの有担保調達 | |
| (レベル1資産・レベル2A資産を担保とした調達を除く) | 25% |
| ■レベル2B資産に算入されるRMBSを担保とした調達 | |
| ■レベル2B資産(RMBS以外)を担保とした調達 | 50% |
| ■その他 | 100% |

(注) ここでいう「公共セクター」は、リスク・ウェイトが20%以下のものに限られる。

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 追加的な要件

① デリバティブ取引の支払い

デリバティブ取引に基づくネットの資金流出の合計については、100%の流出率が適用される。 キャッシュフローは、カウンターパーティ(有効なマスター契約が存在する先のみ)ごとに ネットで算出される。担保時価の下落による担保の追加分は、この計算に含まれない。

オプションは、買い手がインザマネーの場合は権利行使されるものとみなされる。

② 資金調達取引、デリバティブ取引等の契約における格下げトリガーの発動に伴う流動性ニーズの増加

これは、3 ノッチまでの格下げで積み増しが求められる追加担保額やそれによって生じる資金 流出の 100%に相当する金額を想定している。

③ デリバティブ取引等の契約に伴い差入れている担保の価格変動の可能性に伴う流動性ニーズの増加

市場慣行では、デリバティブ取引におけるカウンターパーティの多くが、ポジションの時価変動リスクを担保することを求められており、その場合、典型的には、バーゼルIIの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 0%である現金、ソブリン債、中銀債、MDB 債、公共セクター債、すなわち LCR におけるレベル 1 資産が担保として差入れられている。

これらのレベル 1 資産がここでいう担保として差入れられている場合には、追加的な適格流動資産の保有を求めることはない。

これに対し、ここでいう担保がレベル1資産以外の資産の場合は、担保の20%(掛け目適用後)に相当する金額を適格流動資産に追加しなければならない。



- ④ 契約上(カウンターパーティ側が)常時コーラブルな超過担保に伴う流動性ニーズの増加 これは、当該超過担保の100%に相当する金額を想定している。
- ⑤ 将来的に担保の差入れが求められ得る契約に伴う流動性ニーズの増加これは、当該担保の100%に相当する金額を想定している。
- ⑥ 非適格流動資産への担保差替を許容する契約に伴う流動性ニーズの増加 これは、差替えの対象となりうる適格流動資産の100%に相当する金額を想定している。
- ⑦ デリバティブ取引又はその他の取引の時価変動に伴う流動性ニーズの増加

デリバティブ取引又はその他の取引の時価変動リスクに対して担保の差入れを要求する市場 慣行に伴い、銀行はこれらの時価変動に伴う潜在的な流動性リスクを抱えている。

こうした流動性ニーズの増加に伴う資金流出は、過去 2 年間に認識された中で最大のネット 資金流出額(30 日間ベース)を想定している。

各国当局は、その環境に応じて、この点に関する取扱いを柔軟に調整することができる。

⑧ 資産担保証券(ABS)、カバード・ボンド及びその他のストラクチャード・ファイナンス商品による資金調達の喪失

銀行自身がこれらの商品を発行している場合、これらの商品のうち 30 日以内に満期・償還を 迎える部分の 100%に相当する金額が流出することが想定されている (リファイナンス市場が存 在しないことを前提とする)。

⑨ 資産担保コマーシャルペーパー(ABCP)、コンデュイット、SIV 及びその他の類似する資金 調達ファシリティの喪失

これは、償還額及び返還されうる資産の100%に相当する金額を想定している。

短期負債の発行や ABCP の発行を含むストラクチャード・ファイナンス・ファシリティを抱える銀行は、これらのファシリティから生じ得る潜在的な流動性リスクを十分に考慮しなければならない。

このような流動性リスクには、例えば次のようなものが含まれる(これらに限定されない)。

- ▶ 満期を迎える負債のリファイナンスが不可能であること
- ▶ 資金調達の取決めにおいて資産の「返還」("return")を許容するストラクチャーに関する契約書に記載されているデリバティブ又はデリバティブ類似の要素



▶ 当初の資産譲渡人に対して流動性を供給し、30 日以内に有効に資金調達の取決めを終了させるストラクチャー(流動性プット・オプション)に関する契約書に記載されているデリバティブ又はデリバティブ類似の要素

銀行のストラクチャード・ファイナンス商品による資金調達が特別目的会社(SPV、コンデュイット又は SIV)を通じて行われる場合、銀行は、LCR 規制への対応にあたって、当該特別目的会社が連結されるか否かにかかわらず、当該特別目的会社によって発行された負債性商品の満期、及び資金調達の取決めにおいて資産の「返還」("return")又は流動性ニーズを潜在的に引き起こし得る組込オプション(embedded option)をルックスルーするべきである(図表 8参照)。

図表 8 資金調達ファシリティの損失に伴う資金流出項目

| 潜在的なリスク要因 | 保有が求められる適格流動資産 |
|--|--|
| 計算期間内に満期を迎える負債 | 満期を迎える部分の100%に相当する金額 |
| 資金調達の取決めにおいて資産の返還又は潜在的な 流動性支援を許容する組込オプション | 潜在的に返還されうる資産又は拠出が求められ得る 流動性の100%に相当する金額 |

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

⑩ コミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ)の引出し

ここでは、コミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ)とは、リテール顧客又は 法人顧客に対し、将来の一定期日において、資金を提供することが契約上明確に義務付けられ ているものをいう。

コミットメントラインには、取消し不可能な(コミットされた)契約、又は条件付きで取消し可能な契約のみが含まれる。銀行によって(借り手の事前の同意を得ることもなく)無条件で取消し可能な契約は、ここでいうコミットメントラインからは除外され、「その他の偶発債務」(Other Contingent Funding Liabilities)に含まれる(p. 18 参照)。

こうしたオフバランスシートのコミットメントラインの満期は、長期のものと短期のものの 双方がある。短期のコミットメントラインは、頻繁に更新されるか、又は自動的に借り換え(ロールオーバー)が行われる。

ストレス下においては、これらのファシリティから資金を引き出した顧客が、その満期如何にかかわらず、債務を速やかに返済することが困難となることが想定される。したがって、ここでは、引出しが予定される全てのファシリティは、その満期にかかわらず、ストレステスト期間全体にわたって、その引出し予定額の全額が未使用残高として残るものとする。

ここでは、ファシリティが引き出された場合に担保を再利用する権利を銀行が有しており(担保の再利用にあたって運用上の障害がないことが前提)、かつファシリティの引出しの可能性



と担保の時価との間に過度の相関がない場合、ファシリティの未使用部分は、ファシリティの 担保として差入れられた適格流動資産とネッティングして計算される。適格流動資産にカウン トされない担保については、無条件にファシリティの未使用残高とネッティングすることがで きる。

流動性ファシリティとは、顧客が金融市場において負債をロールオーバーすることができない場合に、当該顧客の負債をリファイナンスするために用いられるバックアップ・ファシリティの未使用部分をいう。

流動性ファシリティに分類されるコミットメントラインの金額は、顧客によって発行されており、30 日以内に満期を迎える負債のうち、コミットメントライン契約に包含されているものの残高である。流動性ファシリティ以外の部分のコミットメントラインは、与信ファシリティとして分類される。

もっとも、ヘッジファンド、マネー・マーケット・ファンド (MMF)、SPV、コンデュイット 又は銀行自身の資金調達に用いられるその他のビークルに対して供給されるファシリティは、 これを全体で一つの流動性ファシリティとしてカウントする。

前記®⑨ (p. 16) の資金調達によって得た部分については、これらの資金調達手段に関連する流動性ファシリティの供給主体たる銀行は、満期を迎えつつある資本調達手段と流動性ファシリティを二重にカウントする必要はない。

コミットメントラインからの契約上の引出し額、及び30日以内に取消し可能なコミットメントラインからの引出し見込み額は、次のような形で資金流出にカウントされる(図表9参照)。

- (a) リテール顧客又は中小企業顧客向けのコミットメントライン: 未使用額の5%
- (b) 事業法人等(非金融法人、政府・中銀、MDB、公共セクター)向けの与信ファシリティ: 未 使用部分の 10%
- (c) 事業法人等向けの流動性ファシリティ: 未使用額の30%
- (d) **健全性監督**に**服する銀行向けのコミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ)** : 未使用額の 40%
- (e) 銀行以外の金融機関(証券会社、保険会社、受託者(注1)、受益者(注2)等)向けの与信ファシリティ:未使用額の40%
- (f) 銀行以外の金融機関向けの流動性ファシリティ: 未使用額の 100%
- (g) その他の法人(コンデュイット、SPV 等) 向けのコミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ): 未使用額の 100%
- (注1) 年金ファンドをはじめとする集団投資ビークルのような資産管理会社をいう。
- (注2) 遺言、保険契約、退職積立、年金、信託及びその他の契約に基づき利益を受領することができる法人をいう。



図表 9 コミットメントラインの流出率

| | 与信ファシリティ (未使用額) | 流動性ファシリティ (未使用額) | |
|-----------------------------------|--------------------|---------------------|--|
| リテール・中小企業 | 5 | 5% | |
| 事業法人等 (非金融法人、政府・中銀、MDB、公共セクター) | 10% | 30% | |
| 銀行 | 40% | | |
| 銀行以外の金融機関 (証券会社、保険会社、受託者、受益者等) | 40% | 100% | |
| その他の法人(コンデュイット、SPV等) | 10 | 00% | |

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

① 30日以内に資金を提供する契約上の義務

これは、金融機関に対するその他の資金提供義務を想定している。

これに対しては、100%の流出率が適用される。

30 日以内に発生するリテール顧客及び非金融法人顧客向けの契約上の資金提供義務の総額が、これらの顧客から30日以内になされる契約上の入金の総額の50%に相当する金額を上回る場合は、その差額に対して100%の流出率が適用される。

⑫ 「その他の偶発債務」(Other Contingent Funding Liabilities)

これに適用される流出率は、各国当局の裁量に委ねられる。

「その他の偶発債務」には、契約に基づくものと、契約に基づかないものの双方がある。

契約に基づかないものの例としては、将来的なストレス下で、提供している商品やサービス に伴う提携関係やスポンサー業務において、サポートや資金の提供が必要になる可能性である。 こうした偶発債務は、すでに販売、スポンサー業務、発行を行った商品やサービスに組み込ま れており、風評リスクを考慮して履行した結果、予期せぬバランスシートの拡大を強いられる。

「その他の偶発債務」の中には、ストレス・シナリオで想定されている流動性イベントとは必ずしも関連性のないクレジット・イベントに明確に付随するものがある。しかし、それにもかかわらず、これらの債務にはストレス下において深刻な流動性の枯渇を招く可能性がある。そこで、各国当局及び銀行は、想定するストレス状況時において実現しうる「その他の偶発債務」を見極めておくべきである。全ての認識された「その他の偶発債務」は、その前提及びトリガーを含めて報告されるべきである。監督当局と銀行は、適切な流出率を決めるに当たって、最低限のヒストリカル・データを用いるべきである。

契約に基づかない「その他の偶発債務」のうち、(連結対象外の)ジョイント・ベンチャーへの出資や企業の少数株主持分から生ずる流動性リスクに関連するものは、当該ジョイント・ベンチャーや企業の流動性危機に際しては銀行がメインの流動性供給主体となることが期待さ



れるという前提のもとに成り立っている(p.24参照)。

「その他の偶発債務」がトレードファイナンスから派生している場合、各国当局は、比較的低率の流出率(たとえば5%又は5%未満)を適用することができる。トレードファイナンスとは、次のようなモノの移動又はサービスの提供を直接の裏付けとする貿易関連の債務である。

- ▶ 荷為替信用状、荷為替取立、輸入手形、輸出手形
- ▶ トレードファイナンスの債務に直接関連する引取保証(荷物引取保証)

なお、輸出入金融のような非金融法人向けの貸出予約(lending commitments)は「その他の偶発債務」には含まれず、前記⑩ (p. 17) のコミットメントラインの流出率が適用される。

「その他の偶発債務」には、次のようなものが含まれる。

- 無条件に取消し可能な(コミットされていない) 与信・流動性ファシリティ
- 引取保証及び荷為替信用状
- 次のような、契約に基づかない債務
 - 銀行自身、又は関連するコンデュイット、SIV 及びその他の類似する資金調達ファシリティが発行した債券の潜在的な買戻し要求
 - 顧客が高い換金性を期待しているストラクチャード商品(例:変動金利証券、変動金利 償還請求権付債券(VRDNs))
 - MMF 又はその他の集団投資ファンドのように、安定した価値の維持を目的として売買される合同運用ファンド
- ディーラーやマーケットメーカーと関連のある発行体は、30 日以上の満期を有する債券の 残高に関して、その買戻しの可能性を考慮し、資金流出項目にカウントする必要がありうる。
- ・ **顧客のショート・ポジションが他の顧客の担保によってカバーされている場合における、契約に基づかない債務**:銀行が内部で顧客資産を他の顧客のショート・ポジションの担保(適格流動資産に該当しないものとする)としてマッチさせており、かつ、顧客の引出しの際には銀行に他の顧客のショート・ポジションをカバーするための追加の資金調達義務が発生し得る場合には、50%以上の流出率が適用されるべきである。

③ その他の契約上の資金流出 (流出率:100%)

これは、その他全ての契約上の資金流出 (例:無担保借入及びネイキッド・ショート・ポジションをカバーするための資金、配当金、契約上の金利支払い等) のうち、30 日以内に流出されるものを想定している。銀行は、このカテゴリーの内訳を説明しなければならない。なお、経費関連の支出はこのカテゴリーに含まれない点に留意されたい。



7. 資金流入項目

銀行は、契約上の資金流入(利息を含む)のうち、30 日以内のデフォルトが見込まれない健全債権に基づくもののみを資金流入項目にカウントすべきである。したがって、偶発的な資金流入は、資金流入項目に含まれない。

銀行及び監督当局は、銀行の流動性ポジションが 1 社又は限られた数のカウンターパーティからの資金流入に過度に依存していない状態を確保すべく、法人のカウンターパーティ間における資金流入の集中度合いをモニターすべきである。

銀行が流動性規制を満たすにあたり期待される資金流入のみに依存するという事態を防止し、 適格流動資産の最低限の保有水準を確保すべく、資金流出項目と相殺できる資金流入項目の金 額に、資金流出項目の 75%に相当する金額という上限を設定する (p. 11 参照)。したがって、 銀行は、少なくとも資金流出項目の 25%に相当する金額以上の金額に相当する適格流動資産を 保有していなければならないということになる (図表 1 参照)。

(1) 担保付貸付(リバース・レポ、証券貸借取引を含む)

期限付リバース・レポ又は証券貸借取引のうち、レベル 1 資産によって担保されているものについては、ロールオーバーされると推測されるため、一切の資金流入をもたらさない(流入率:0%)。

これに対して、期限付リバース・レポ又は証券貸借取引のうち、レベル 2 資産によって担保 されているものについては、関連する特定の資産のヘアカット分に相当する金額と同等の資金 流入をもたらす。

期限付リバース・レポ又は証券貸借取引のうち、適格流動資産以外の資産によって担保されているものについては、ロールオーバーされないと推測されるため、取引価格の100%に相当する金額の資金流入が見込まれる。

レバレッジをかけてトレーディングのポジションをとるためのいわゆる「マージン・ローン」 もまた、担保付貸付の形態の一種である。もっとも、期限付マージン・ローンは、顧客向けサ ービス(一部継続が前提)のため、適格流動資産以外の資産によって担保されているものであ っても、流入率は50%にとどまるものとする。

ここまでの取扱いにかかわらず、30 日以内に満期を迎えるリバース・レポ、証券貸借取引、 又は担保スワップを通じて取得した担保が、30 日を超過し得る期間にわたって再利用され(再 担保に供され)、ショート・ポジションのカバーに利用される場合、これらの取引はロールオ ーバーされると推測されるため、一切の資金流入をもたらさないものとする(流入率:0%)。

ここまでの担保付貸付の取扱いをまとめたのが、図表 10 である。



図表 10 担保付貸付のカテゴリーとその流入率

| 担保付貸付における担保資産のカテゴリー | 流入率 (担保がショート・ポジションの カバーに利用されない場合) | 流入率 (担保がショート・ポジションの カバーに利用される場合) | | |
|---------------------|---|--|--|--|
| レベル1資産 | 0 | % | | |
| レベル2A資産 | 15% | Ο% | | |
| レベル2B資産 | | | | |
| 適格RMBS | 25% | Ο% | | |
| その他 | 50% | Ο% | | |
| 非適格流動資産 | | | | |
| マージン・ローンの担保 | 50% | 0% | | |
| その他 | 100% | 0% | | |

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) ファシリティ

コミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ)、及びその他の偶発的な資金調達ファシリティは全て、引出しが不可能であることを前提とする(流入率:0%)。その趣旨は、流動性不足の伝播(contagion)リスクを緩和することにある。

(3) カウンターパーティによるその他の資金流入

その他全てのタイプの取引の流入率については、担保の有無にかかわらず、カウンターパーティによって決定される。ローンの組成や様々なカウンターパーティのロールオーバーへの関与といった銀行のニーズを反映すべく、ストレス下にあっても、カウンターパーティのタイプごとに流入率の上限が適用されるものとする。

ローンの返済金の場合、健全債権からのもののみを資金流入項目にカウントすべきである。

特定の満期のないローンの返済金は資金流入項目に含まれない。もっとも、リボルビング契約におけるミニマムペイメント(最少返済金額)については、契約上30日以内になされることが定められていることから、例外的に資金流入項目に含めることができる。流入率については、①を参照されたい。

① リテール顧客及び中小企業顧客からの資金流入

これは、健全債権の債務者たるリテール顧客及び中小企業顧客からの返済金で、契約上30日 以内に支払いがなされるものを想定している。この場合、銀行は、当該債権の50%のローンを 継続延長することが想定されている。したがって、この資金流入項目の流入率は50%である。



② その他の法人からの資金流入

ここでは、銀行は、健全債権の債務者たる法人顧客からの返済金で、契約上30日以内に支払いがなされるものについては、全額受け取ることを前提としている。

加えて、銀行は、金融機関・中銀向けの債権についてはローンの継続延長をしないが、その他の法人顧客(非金融法人、政府、公共セクター、MDB)向けの債権についてはその50%のローンを継続延長することが想定されている。したがって、資金流入率は次のようになる。

- ▶ 金融機関・中銀向けの債権:流入率100%
- ▶ 非金融法人等向けの債権:流入率50%

30 日以内に満期を迎える証券のうち、適格流動資産に含まれないものからの資金流入については、金融機関からの資金流入と同様の取扱いとする(流入率:100%)。

前述 (p. 13) のとおり、クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントといったオペレーション目的で他の金融機関に預けているオペレーショナル預金は、資金流入項目に含まれない (流入率:0%)。

同様に、前述 (p. 13) のとおり、協同組織金融機関の系統預金のうち、法律上の最低預金預入規制の遵守や相互補助の目的等に基づき系統中央機関に預け入れられたものは、資金流入項目に含まれない (流入率:0%)。

(4) その他の資金流入

① デリバティブ取引からの資金流入

デリバティブ取引に基づくネットの資金流入の合計については、100%の流入率が適用される。

② その他の契約上の資金流入

その他の契約上の資金流入の流入率は、各国当局の裁量に委ねられる。

銀行は、このカテゴリーの内訳を説明しなければならない。



8. ストレス下における適格流動資産の利用

前述 (p.2) のとおり、LCR は、平時においては 100%以上でなければならない。

もっとも、ストレス下において適格流動資産を弾力的に取り崩すことが認められないとする と、流動性危機の拡散に繋がりかねない。

そこで、改訂テキストは、ストレス下においては、適格流動資産を利用し、その結果として LCRが 100%を下回ることを許容している¹¹。

この場合、銀行は、LCRの100%割れの要因等を報告しなければならない。

9. 流動性カバレッジ比率(LCR)の適用

(1) 報告の頻度

銀行は、少なくとも月次で LCR を監督当局に報告すべきである (報告頻度は可能な限り高く あるべきであり、理想的には、二週に一度を下回るべきではない)。

そして、監督当局は、その裁量により、ストレス下における報告頻度を週次又は日次に増や すことができる。

銀行は、LCR が 100%を下回った場合(又は下回ることが見込まれる場合)、直ちに監督当局に通知すべきである。

(2) 適用範囲

LCR の適用範囲は、既存のバーゼル規制の適用範囲(バーゼルⅡテキストのパート 1)と同様である。

すなわち、LCRは、国際的に活動する銀行に対して適用される(連結ベース)。

もっとも、国内銀行とクロスボーダー銀行との間の規制整合性やレベル・プレイング・フィールド(公平な競争条件)を確保するという観点から、国際的に活動する銀行以外の銀行や、 国際的に活動する銀行の支店又は子会社に対しても適用することも認められる。

各国当局は、連結対象外の事業体への出資のうちいずれが「重要」であるかについて、当該 出資の銀行に対する流動性のインパクトを考慮しつつ、決定すべきである。通常、ジョイント・ ベンチャー出資や少数株主持分のような非支配持分(事業体)は、当該事業体の流動性危機に 際しては銀行(連結グループ)がメインの流動性供給主体となることが想定されている場合(例 えば、その他の出資者がノンバンクであるか、又は当該銀行が当該事業体の日々の流動性管理

^{◆「}バーゼル委、流動性カバレッジ比率規制の緩和を容認」(金本悠希)[2012年1月12日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12011201securities.html)



¹¹ このような取扱いが認められた経緯については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

及び流動性リスクのモニタリングを担っている場合)には、「重要」と見なされるだろう (p. 19 参照)。各国当局は、このような非支配持分の (「その他の偶発債務」としての、特にストレス下で風評リスクを考慮して履行した結果生じうる潜在的な資金流出の)適切な流出率を決定するにあたっては、ケースバイケースで、関連する銀行と協議すべきである。

LCR の適用における各管轄間の規制整合性を確保すべく、次の2点に留意すべきである。

① 母国とホスト国との間における LCR 規制の相違

LCR における項目のパラメーターの多くは国際的に統一されている。

もっとも、各国当局には、いくつかの項目(預金、偶発債務、デリバティブ取引の時価変動等)のパラメーターについての裁量が認められている。また、ある管轄の監督当局が最低水準を上回るパラメーターを適用することも考えられる。そのため、各管轄間において LCR のパラメーターに相違が生じる可能性があるということになる。

LCR を連結ベースで算出する場合、クロスボーダーの銀行グループは、母国で採用されたパラメーターを用いて算出すべきである。

もっとも、当該銀行グループの支店又は子会社は、リテール顧客及び中小企業顧客からの預金について、活動を行っているホスト国で採用されたパラメーターを用いてカウントすべきである。ただし、次のような場合には、これらの預金についても母国で採用されたパラメーターを用いてカウントすべきである。

- (i) 特定の法域におけるリテール顧客及び中小企業顧客からの預金について、ホスト国に規 制がない場合
- (ii) ホスト国がLCR を導入していない場合
- (iii) ホスト国のパラメーターよりも母国のそれのほうが厳格なケースで、母国の監督当局が 母国のパラメーターの採用を義務付ける場合

② 流動性の移転 (liquidity transfer) に対する制約

最低水準を上回る分の適格流動資産のうち、銀行グループの支店又は子会社によって保有されているものは、それがストレス下において親会社レベルでも完全な流動性を有する場合にのみ、連結ベースの適格流動資産に含めるべきである。

流動性の移転(liquidity transfer)に対する制約(例:リングフェンス規制、現地通貨の交換制限、外国為替管理等)は、適格流動資産の移転や銀行グループ内における資金循環を禁ずることにより、流動性のアベイラビリティに影響をもたらす。

連結ベースのLCRは、こうした流動性の移転に対する制限を反映して算出すべきである。



なお、実務上の理由から、連結ベースの LCR の算出にて反映される流動性の移転に対する制約は、法律や監督上の規制に基づいて課されている既存のもののみに制限される。

(3) 通貨

LCR は連結ベースで算出され、共通通貨によって報告されることが想定されている。

もっとも、監督当局と銀行は、主要通貨ごとの流動性ニーズについても把握しておくべきで ある。また、監督当局と銀行は、ストレス下においては、通貨の移転や交換が自由に行えると 仮定すべきではない。

(4) 適用時期

前述 (p. 5) のとおり、改訂テキストは、2015 年から 2019 年にかけての段階的実施を定めている。

具体的には、2015 年 1 月の最低水準を 60%とし、その後毎年 10%ずつ引き上げ、2019 年 1 月の最低水準を 100%としている (図表 4 再掲参照)。

図表4再掲 LCRの実施スケジュール

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 | 1月1日 |
| LCR 最低水準 | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出所)金融庁/日本銀行「流動性規制(流動性カバレッジ比率)に関するバーゼル皿テキスト公表」(2013年1月)



10. おわりに

以上が、改訂テキストの概要である。

BCBS議長のステファン・イングベス氏は、2013 年 1 月 24 日に行った講演にて、LCRの改訂により、世界最大手銀行 200 行の平均LCRが、ドラフトで換算した場合の 100%強から、125%に上昇している旨述べている(2012 年 6 月末時点のデータに基づく) 12 。

この数字だけ見ると、LCR の改訂は純粋に「緩和」と言うことができそうである。しかし、必ずしもそうとは言えないケースも考えられるようである。

今回の改訂の目玉は、RMBSを適格流動資産に組み入れることの許容だろう。これを「証券化商品の帰還」と表現できるかもしれない。しかし、報道によると、米国にて発行されているRMBSの多くは、今回の改訂の恩恵を受けることができないという¹³。

というのは、改訂テキストは、適格流動資産に組み入れることができる RMBS を、完全償還請求権付(フル・リコース)のものに限定しているが(p.9 参照)、米国の RMBS の多くはこの要件を満たさないためである。

こうしたフル・リコース要件は、欧州の多くの国におけるRMBSをも適格流動資産から除外することになるという¹⁴。

BCBS 加盟国が改訂テキストを自国の法規に落とし込む際に、こうしたフル・リコース要件をそのまま受け入れるか否かについては、注視する必要があるだろう。

(本文終了)

¹⁴ Financial Times "RMBS 'comes in from the cold" [2013年1月10日]等参照



¹² BCBSウェブサイト参照(http://www.bis.org/review/r130124a.pdf)

¹³ Reuter "Us Industry group says Basel RMBS rule may not work"[2013年1月7日]等参照

【Annex】流動性カバレッジ比率 (LCR) の項目とその掛け目 (一覧)

(1) 適格流動資産

| 1. 適格流動資産 | |
|--|------|
| 項目 | 掛け目 |
| レベル1資産 | |
| ■現金 | |
| ■政府・中銀、公共セクター、MDBが発行・保証する市場性のある証券 | |
| ■中銀預金 | 100% |
| ■銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが 0%でない国の政府・中銀が発行する債券 | |
| レベル2資産 (適格流動資産全体の40%まで) | |
| レベル2A資産 | |
| ■政府・中銀、公共セクター、MDBが発行・保証する債券でリスク・ウェイトが20%のもの | |
| ■格付AA-以上の非金融社債 | 85% |
| ■格付AA-以上のカバード・ボンド | |
| レベル2B資産 (適格流動資産全体の15%まで) | |
| ■格付AA以上のRMBS | 75% |
| ■格付A+~BBB-の非金融社債 | 50% |
| ■株式指数構成銘柄である非金融法人の上場株式 | 50% |

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成



(2) 資金流出項目

| 2. 資金流出項目 | |
|---|---------------------------------------|
| 項目 | 掛け目 |
| リテール預金 | |
| 要求払預金及び引出しに係る通知期限が30日未満の定期預金 | |
| ■安定預金(預金保険制度について追加要件を満たす場合) | 3% |
| ■安定預金 | 5% |
| ■準安定預金 | 10% |
| 引出しに係る通知期限が30日を超える定期預金 | 0% |
| 無担保ホールセール調達 | |
| 中小企業顧客からの預金のうち、要求払預金及び引出しに係る通知期限が30日未満の定期預金 | |
| ■安定預金 | 5% |
| ■準安定預金 | 10% |
| クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 | 25% |
| ■預金保険でカバーされている部分 | 5% |
| 協同組織金融機関の系統預金のうち、系統中央機関に預け入れられたもの | 25% |
| 事業法人等(非金融法人、政府・中銀、MDB、公共セクター)からの無担保ホールセール調達 | 40% |
| ■全額が預金保険でカバーされている場合 | 20% |
| その他の法人からの無担保ホールセール調達 | 100% |
| 有担保調達 | |
| ■レベル1資産を担保とした調達 | 0% |
| ■中銀からの有担保調達 | 070 |
| ■レベル2A資産を担保とした調達 | 15% |
| ■政府、公共セクター又はMDBからの有担保調達(レベル1資産・レベル2A資産を除く) | 25% |
| ■レベル2B資産に算入されるRMBSを担保とした調達 | 2070 |
| ■レベル2B資産(RMBS以外)を担保とした調達 | 50% |
| ■その他 | 100% |
| 追加的な要件 | |
| 資金調達取引、デリバティブ取引等の契約における格下げトリガーの発動 | 3ノッチの格下げにおける 追加担保額の100% |
| デリバティブ取引の時価変動(過去2年間における最大のネット資金流出額(30日ベース)) | 過去2年間における最大の ネット資金流出額 (30日 ベース) |
| デリバティブ取引の担保(レベル1資産以外)の価格変動 | 20% |
| 契約上(カウンターパーティ側が)常時コーラブルな超過担保(デリバティブ取引関連) | 100% |
| 将来的に担保の差入れが求められ得る契約に伴う流動性ニーズの増加 | 100% |
| 非適格流動資産への担保差替を許容するデリバティブ取引に伴う流動性ニーズの増加 | 100% |
| ABCP、SIV、コンデュイット、SPV等 | |
| ■ABCP、SIV、SPV等から派生する債務 | 100% |
| ■ABS、カバード・ボンド | 100% |
| コミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ) ■リテール顧客・中小企業顧客向け | 5% |
| ■事業法人等(非金融法人、政府・中銀、MDB、公共セクター)向け | 10%(与信) 30%(流動性) |
| ■銀行向け | 40% |
| ■銀行以外の金融機関(証券会社、保険会社、受託者、受益者等)向け | 40%(与信) 100%(流動性) |
| ■その他の法人向け | 100% |
| その他の偶発債務 | 各国当局の裁量 |
| ■トレードファイナンス | 0-5% |
| ■他の顧客の担保によってカバーされている顧客のショート・ポジション | 50% |
| 契約上の融資枠拡大義務に伴う資金流出 | 100% |
| デリバティブ取引の支払い | 100% |
| その他の契約上の資金流出 | 100% |

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成



(3) 資金流入項目

| 3. 資金流入項目(注) | |
|--|---------|
| 項目 | 掛け目 |
| | |
| 次の資産を担保とした担保付貸付 | |
| レベル1資産 | 0% |
| レベル2A資産 | 15% |
| レベル2B資産 | |
| ■適格RMBS | 25% |
| ■その他 | 50% |
| 上記以外の資産を担保とするマージン・ローン | 50% |
| その他 | 100% |
| コミットメントライン(与信及び流動性ファシリティ) | 0% |
| オペレーショナル預金(系統中央機関に預け入れた協同組織金融機関の系統預金を含む) | 0% |
| カウンターパーティによるその他の資金流入 | |
| ■リテール顧客からの資金流入 | 50% |
| ■非金融法人からの資金流入 | 50% |
| ■金融機関・中銀からの資金流入 | 100% |
| デリバティブ取引に基づくネットの資金流入 | 100% |
| その他の契約上の資金流入 | 各国当局の裁量 |

⁽注) 資金流出項目の 75%を上限とする。



⁽出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成